

## あわらし市民活動サポート助成金事業のながれ

### ①団体→市 提案書兼交付申請書

提案書と助成金交付申請書をかねる書類で、助成金応募時に提出いただく書類です。

### ②市→団体 補助金交付決定

市が通知する補助金交付決定を受けてはじめて事業実施可能となります。

### ③団体→市 概算払請求書

概算払いを希望する団体は概算払請求書を提出してください。(精算払いを希望する団体については、この処理はありません。)

### ④市→団体 概算払い

概算払請求書を提出した団体に振り込みます。

### ⑤団体→市 実績報告

事業終了後、所定の証拠書類を添付して報告してください。  
交付決定額>実績額の場合は、実績額を超えての補助金の交付はできませんので、変更申請等の手続きが必要となります。また、事業内容の大幅な変更等がある場合も同様となりますので、該当する団体がありましたら事前に市民協働課までご相談ください。  
また、本事業のPRとして市のホームページに各団体の活動状況の掲載を予定していますので、掲載可能な画像データの提供をお願いします。

### ⑥市→団体 補助金確定通知

実績報告書類等の審査後、通知します。

### ⑦団体→市 請求書

### ⑧市→団体 補助金の交付

概算払いをした団体については、この処理はありません。

※2年目、3年目も同様のながれで助成金の申請が必要となります。

それぞれ年度初めに提出をお願いします。